(趣旨)

第1条 この申合せは、名桜大学(以下「本学」という。)における授業等の欠席及び 期末試験等の受験資格等に関し定めるものとする。

(授業への出席及び欠席、公欠届提出期限及び学修)

- 第2条 学生は、登録した科目の授業に常に出席しなければならない。
- 2 やむを得ず欠席する場合は、原則として事前に欠席届(様式第1号)を担当教員に 提出しなければならない。
- 3 病気又はその他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書(又は写し)又は欠席理由書(様式第2号)を添えるものとする。
- 4 次の事由による欠席については、これを公欠席として許可し、出席扱いではないが、 通常の欠席とはしない。
 - (1) 忌引
 - ア 1親等及び配偶者は、7日以内(休日等を含む)
 - イ 2親等は、5日以内(休日等を含む)
 - (2) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)で定められた感染症
 - (3) 裁判員制度による裁判所への出廷
 - (4) 教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験
- 5 前項の規定により許可を受けようとする者は、原則として、事由後1週間以内まで に、公欠席願(様式第3号)を教務課に提出しなければならない。
- 6 授業担当教員は、第4項に掲げる公欠席があった場合、当該学生に対し必要な学修 を課すものとする。

(公欠席と手続)

- 第3条 公欠席となる事由等については、別表のとおりとする。
- 2 公欠席の回数の上限は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 1個学期の授業回数が8回以下の場合は、1回
 - (2) 1個学期の授業回数が15回の場合は、2回
 - (3) 1個学期の授業回数が30回の場合は、4回
 - (4) 上記(1)~(3)に該当しない場合は、全学教務委員長が判断するものとする
- 3 公欠席は、原則として学生本人が願い出るものとする。

(成績評価の対象)

- 第4条 成績評価の対象者は、原則として授業時間の3分の2以上出席した者とする。 (改廃)
- 第5条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が定める。

附則

この申合せは、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。 附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、平成20年12月4日から施行する。

附則

この申合せは、平成22年6月10日から施行する。

附則

この申合せは、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成26年2月17日)

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月27日)

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月22日)

この申合せは、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日に在籍する全学生に 適用する。

附 則(令和3年10月27日)

この申合せは、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に 適用する。

附 則(令和4年12月28日)

この申合せは、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学 生に適用する。

別表(第3条関係)

「公欠席」対象項目と手続等

| 公欠席対象項目 | 添付資料 | 対象者 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------------------|-------|---|
| 忌引 | 公的証明書また は事実を証明す る書類を添付し 申請。 | 1~4年次 | |
| 感染症* | 診断書、または 感染したことが 確認できる書類 | 1~4年次 | *学校保健安全法施行規則で 定められた感染症。 事後に診断書等を添付し申請 |
| 裁判員制度による裁判所への出廷 | 裁判所からの通 知書等 | 1~4年次 | |
| 教育実習、養護実習、 看護実習及び介護等 体験 | 参加することが分かる書類等 | 1~4年次 | |